

児童扶養手当のしおり



海士町



平成 28 年 8 月

1 児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給される手当です。

2 児童扶養手当を受けられる方

手当を受けることができる方は、次の①～⑨の条件に当てはまる児童（**18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童**）を監護している母、または監護しかつ生計を同じくする父、母または父に代わってその子どもを養育（その子どもと同居して、監護し、生計を維持すること）している方（養育者）です。

（いずれの場合も国籍を問いません）

なお、児童の心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害）がある場合は、**20歳未満まで**手当を受けることができます。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態（別表を参考にしてください）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児など出生の事情が不明である児童



3 児童扶養手当を受けることができない方

上記の①～⑨の条件に該当されている方でも次の①～⑦の条件に当てはまる場合は手当を受けられません。

- ① 児童や手当を受けようとする父または母もしくは養育者が、**日本国内に住んでいないとき**
- ② 児童や手当をうけようとする父または母もしくは養育者が、**公的年金給付**（老齢福祉年金を除く）や労働基準法等に基づく**遺族補償**を受けられることができるとき
- ③ 児童が父または母に支給させる**公的年金の額の加算の対象**となっているとき
*平成23年度より、子の加算と児童扶養手当の受給を選択できるようになりました。
- ④ 児童が**里親に委託**されたり、**児童福祉施設等に入所**しているとき（通所の場合は除きます。）
- ⑤ 児童が**父または母と生計を同じく**しているとき（父または母が重度の障害の状態の場合を除きます。）
- ⑥ 母または父が婚姻し、児童がその配偶者に養育されているとき（婚姻の届出をしていないが**事実上婚姻関係と同様の事情**にあるときを含みます。）
- ⑦ 昭和60年8月1日以降に支給要件に該当してから平成15年3月31日までに5年が経過し、手当の請求をしていないとき（父子家庭の方を除く）
*平成15年4月1日以降、5年が経過する方については、この規定は廃止されています。

4 児童扶養手当の額

対象児童が1人の場合の手当額は次の表のとおりです。

区分		平成28年8月～
手当月額	全部支給	月額 42,330円
	一部支給	月額 9,990円～42,320円 * 所得に応じて10円きざみ

(手当額は全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます)

■児童が2人

- ・全部支給 10,000円加算
- ・一部支給 5,000円から9,990円加算

■児童が3人以上(ひとりにつき)

- ・全部支給 6,000円加算
- ・一部支給 3,000円から5,990円加算

受給者が父または母の場合、手当を受けてから5年以上経過した方または離婚や死別等から7年以上(父子家庭の方については、平成22年8月1日からの起算となります)経つ方については、8歳未満の児童を監護している場合を除き、手当の2分の1が支給停止されることとなっていますが、次の①～⑤に該当する方は、所定の手続きを行えば引き続き同様の手当を受給することができます。

- ① 就業している
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上または精神上的の障害がある。
- ④ 負傷または疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 監護する児童または親族を介護する必要があるため、就業する事が困難である。

5 所得の制限

請求者(受給者)の方の前年(1月～6月までに請求する人については前々年)分の所得が下表の額以上である場合は、その年度の手当の一部または全部が支給停止になります。また、生計を同じくする扶養義務者(直系親族等)等の前年(上に同じ)分の所得が下表の額以上の方はその年度の手当の全部が支給停止になります。

☆所得制限限度額表

扶養親族の数	請求者(母または父・養育者)の所得(円)				扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給		}の所得	
	収入(目安)	所得	収入(目安)	所得	収入(目安)	所得
0人	920,000	190,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,300,000	570,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2人	1,717,000	950,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,271,000	1,330,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4人	2,814,000	1,710,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5人	3,357,000	2,090,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000
以上	—	以降38万円 ずつ加算	—	以降38万円 ずつ加算	—	以降38万円 ずつ加算

※前年に受け取った養育費の80%が所得に算入されます。

■限度額に加算されるもの

- 1 請求者(母、父、養育者): 老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合は10万円/人
特定扶養親族がある場合は15万円/人
- 2 扶養義務者: 老人扶養親族がある場合は6万円/人(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く。)

6 児童扶養手当の支給

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

支給は、年3回に分け4ヵ月分の手当が請求者の預金通帳の口座に振り込まれます。

支給月	支給対象月
4月	12月分～3月分
8月	4月分～7月分
12月	8月分～11月分

7 児童扶養手当を受ける手続き

手当の支給は申請主義をとっており、**手当を受けようとする方は、役場の窓口へ必要書類を添えて申請し、町長の認定を受けなければなりません。**

主な必要書類は…

- 1 児童扶養手当認定請求書
- 2 請求者と対象児童の戸籍の謄本
- 3 請求者と対象児童の属する世帯全員の住民票
- 4 預金通帳の写し（口座振込先の確認に必要です。）

その他受給理由等により、上記以外の書類も提出していただく場合があります。



8 児童扶養手当を受けている方の届出

手当の受給中は、次のような届出等が必要です。

届出等の種類	届出等が必要なとき
現況届	受給資格者全員の方（全部支給停止の方も含まます）が対象で、毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
額改定（増額）請求書	手当の対象となる児童が増えたとき提出します。
額改定（減額）届	手当の対象となる児童が減ったとき提出します。
受給資格喪失届	受給資格がなくなったとき（※） に提出します。
氏名・住所・支払金融機関・印鑑変更届	氏名が変わったとき、住所が変わったとき、手当を受ける金融機関が変わったときなどに提出します。
支給停止関係届	手当を受けている方が転居等で所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなどして、手当月額に変更が生じるとき提出します。

■ 届け出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、場合によっては手当を返還していただくこともありますので、ご注意ください。

■ 上記のほか、受給資格の有無および手当額の決定のため、書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承ください。

※受給資格がなくなったときは、次の①～⑨のような場合です。詳しくは、役場健康福祉課までおたずねください。

9 届出を行わない場合

受給資格者の方（全部支給停止の方も含まれます。）児童扶養手当法上、いろいろな届出義務がさだめられています。届出をする必要があるにもかかわらず、届出をしないまま手当を受け続けると、その期間に受けた手当を全額返還していただくなくてはならないこともあります。特に下記の①～⑨のような場合には、お手数でも速やかに役場窓口までご連絡いただくか、お越しいただくようにしてください。

ご注意！

次のような場合には、必ず役場窓口までご連絡を！

- ① 手当を受けている母または父が**婚姻した**とき
（内縁関係や同居など、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む）
- ② 対象となる児童を**監護、養育しなくなった**とき（児童の施設入所・里親委託・婚姻・受給者の拘禁など）
- ③ 国民年金、厚生年金、恩給などの**公的年金**（遺族年金や障害年金を含みます。）**を受けることができるようになった**とき
- ④ 遺棄されていた児童の**父又は母が帰ってきた**とき（父又は母からの送金や連絡があった場合を含む）
- ⑤ 児童が**父又は母と生計を同じくするようになった**とき
- ⑥ 拘禁されていた児童の**父又は母が出所した**とき（仮出所も含む）
- ⑦ その他受給要件に該当しなくなったとき
- ⑧ **他の市町村へ転出**されたとき
- ⑨ **扶養義務者と同居**（生計を一に）するようになったとき

10 児童扶養手当を受給するにあたって

- (1) 児童扶養手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければなりません。
- (2) 受給資格者（養育者を除く）が、正当な理由なくて、求職活動や自立を図るための活動をしなかったときは手当が支給されなくなります。
- (3) 偽り、その他不正の手段により手当を受けた場合は、3年以下の懲役又は、30万円以下の罰金に処せられます。
- (4) 手当の認定の請求をした方又は受給資格がある方に対しては、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

別表

父または母の障害について

※父または母の重度の障害とは次の1～11に該当する場合をいいます。

- 1 両眼の視力の和が0.04以下の者
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上の者
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有する者
- 4 両上肢のすべての指を欠く者
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する者
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有する者
- 7 両下肢を足関節以上で欠く者
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有する者
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する者
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監または介護を必要とする程度の障害を有する者
- 11 疾病が治らないで、身体の機または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定める

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

—お問い合わせ—

この制度について、おわかりにならないことや詳しくお知りになりたいことがありましたら、下記のところまでお問い合わせください。

〒684-0403 島根県隠岐郡海士町大字海士 1490

海士町役場 健康福祉課（福祉係）

TEL 08514-2-1823

